第三十二条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第四十五条の二第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第七十二条の二十三第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービスに」を「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二条の八十九第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三条の四第一項第二十三号中「関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第六条第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第九条第一項第一号、第二号又は第四号」に、「第七条第一項第一号に規定する指定会社」を「第十二条第一項第一号に規定する指定会社」に改める。

第百四十三条第一項中「道府県内の市町村」の下に「（特別区を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項」を「又は第六十八条の十三第四項」に改める。

第三百十三条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第三百十七条の二第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第三百十七条の六に次の四項を加える。

5　第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第七項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法

二　当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6　第四項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第四項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより第四項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

二　当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7　第一項、第三項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8　第五項又は第六項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項、第三項又は第四項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第四十五条の二第二項、第三百十七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、次条及び第三百二十一条の四第三項の規定を適用する。

第三百十七条の七第一項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。